

## 社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 低所得で特に生計が困難な者及び生活保護受給者若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受給する者（以下「生活保護受給者等」という。）に対して、「社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱」に基づき介護保険サービスの利用者負担の軽減を行なった社会福祉法人等（以下「法人」という。）に対し、その法人負担額の一部を事業費補助金として交付することに関しては、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象及び補助率)

第2条 第1条に規定する事業は別表1に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「対象経費」という。）について補助金を交付する。

- 2 対象サービス、対象経費及び補助率は別表1のとおりとする。
- 3 補助金の交付は3月から翌年2月の介護報酬の1年を単位とする。
- 4 自らの財政状況を踏まえて自主的に社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減を実施することが可能であると申し出た社会福祉法人については、前項に規定する財政措置を受けることなく事業を実施できる。この場合も、財政措置以外の実施方法は「社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度取扱要綱」に定めるとおりとする。

### (申請手続)

第3条 補助金の交付を受けようとする法人は、交付申請書（様式第1号）を介護報酬の2月分を国民健康保険団体連合会に対して請求する締切日（3月10日）より10日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 規則4条に掲げる事項のうち、第1項第3号及び第2項第1号から第4号に掲げる事項は、交付申請書への記載又は添付を省略できる。

### (交付決定)

第4条 市長は前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実施調査し、補助することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第4号）により法人に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて決定することができる。

### (内容変更の承認手続)

第5条 補助金の交付決定を受けた法人が、申請に係る内容を変更するときは、変更交付申請書（様式第1号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(返還)

第6条 市長は、補助金の交付を受けた法人が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に交付した当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 補助金の執行状況が不相当であるとき。

(2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかとなったとき。

(3) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度取扱要綱及びこの要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第7条 補助金の実績報告書(様式第2号)は、事業完了後の日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、3月から翌年2月分までを当該年度分として補助事業の完了後に交付する。

(軽減状況記録票の記載)

第9条 法人は、様式第3号による軽減状況記録票を作成しなければならない。

2 市長は、必要に応じて法人から前項の軽減状況記録票について報告を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行し、平成18年7月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、別表1※4については、平成27年8月1日から施行する。



(別表1)

対象サービス	対象経費 (軽減対象費用)	補助率
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	<p>(1) 旧措置入所者※1 および新規入所者 10%の利用者負担額、食費(※4)、居住費(※4)</p> <p>(2) 生活保護受給者等※3 個室の居住費(※4)</p>	<p>○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を上回る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の10%を控除した額について <math>10/10</math></li> <li>・本来受領すべき利用者負担額※2の10%から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について <math>1/2</math></li> </ul> <p>○軽減総額が本来受領すべき利用者負担額※2の10%を下回る場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について <math>1/2</math></li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護</li> <li>・介護予防通所介護</li> <li>・認知症対応型通所介護</li> <li>・介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業</li> </ul>	10%の利用者負担額及び食費	<p>○軽減総額から本来受領すべき利用者負担額※2の1%を控除した額について <math>1/2</math></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所生活介護</li> <li>・介護予防短期入所生活介護</li> </ul>	<p>(1) 生活保護受給者等以外の利用者 10%の利用者負担額、食費(※4)、滞在費(※4)</p> <p>(2) 生活保護受給者等※3 個室の滞在費(※4)</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・介護予防訪問介護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業</li> </ul>	<p>(1) 支援措置利用者 軽減後の利用者負担額</p> <p>(2) その他の利用者 10%の利用者負担額</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・複合型サービス</li> </ul>	10%の利用者負担額、食費、宿泊費	

- ※1 旧措置入所者として、実質的に負担軽減を受けているもの（利用者負担割合が5%以下の者）を除く。ただし、利用者負担割合が5%以下の者であってもユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。
  - ※2 本来受領すべき利用者負担額とは、軽減を実施しなかったと仮定した場合の対象サービスの利用者全員から受領すべき利用者負担額を表す。
  - ※3 平成25年8月1日、平成26年4月1日又は平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において補助事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き補助事業に基づく軽減の対象となる者については、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とする。
  - ※4 食費・居住費（滞在費）は、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限り軽減の対象とする。
- 注）市町村が直接経営する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、補助率を軽減総額から本来受領すべき利用者負担額の1%を控除した額について1/2とする。